平成２４年（フ）第２０９６号
大阪市東成区玉津１丁目６－９恵比寿荘303号、住民票上の住所大阪府東大阪市長栄寺６番11―805号
債務者　福澤　忠則
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２６１号
大阪府門真市岸和田１丁目２番21号、前住所大阪府池田市神田２丁目13番14号
債務者　中西　龍太
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９０号
大阪府東大阪市横沼町１丁目６番10号
債務者　熊谷　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２９２号
大阪府東大阪市吉松２丁目９番20号　ルモンドコーポ小川106号
債務者　宮本加代子こと　朴　　順花
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１１号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目26番11号　テキ文化２Ｆ12号室
債務者　森　　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３１６号
大阪市淀川区三津屋中２丁目１番17号　五月荘10号室
債務者　大坂　勝彦
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４３３号
大阪市東住吉区山坂１丁目10番２号
債務者　田井　　豊
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４４３号
大阪府高槻市宮田町３丁目46番３号
債務者　永田　逸子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４５０号
大阪市大正区南恩加島６丁目17番12号　グランソシエ大正Ⅲ503号
債務者　樫原　忠行
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４７４号
大阪府豊中市大黒町２丁目12番４号
債務者　広岡まゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４８５号
大阪府東大阪市新池島町１丁目３番32号
債務者　中辻　孝則
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７号
愛媛県宇和島市朝日町２丁目１番17号
債務者　山崎　政文
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第３３号
佐賀県杵島郡白石町大字福富1744番地１
債務者　川﨑　雅央
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４３号
佐賀県伊万里市二里町大里甲1792番地８
債務者　小川　弘子（旧姓一ノ瀬）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月11日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第６７号
長野市吉田１丁目９番10号　103
債務者　関口　麻里
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９３号
岐阜市西改田宮西50番地　サンシールクロＤ棟202号室
債務者　加藤　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１７号
岐阜県山県市大森337番地１
債務者　神山　千尋
1　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで　岐阜地方裁判所